

## 障がい者就業・生活支援センターのあり方について (中間とりまとめ(案))

### 第5期北海道障がい福祉計画(抜粋)

事業内容や必要見込量、活動区域のあり方について、関係機関等から意見を頂き、本計画期間中にその結論を得る。

## 1 現状と課題

(1) 本道では、平成21年度に4か所が指定されたのを最後に新規の設置がなく、全道21の障がい保健福祉圏域に対し10圏域11センターの設置にとどまっており、うち7センターで未設置の11圏域をカバーしている。未設置圏域をカバーするセンターは、積雪寒冷・広域分散のため移動に時間を要し、負担が大きい上、利用者への支援の時間も限られている状況が続いている。

全国の未設置圏域は11道県29圏域で、そのうち北海道が約38%を占めており、国からも新設を求められている。

(2) さらに、ここ10年で就職を希望する障がい者が増えており(全体で約1.8倍、精神障がい者は約3.4倍)、就労支援事業所(移行支援、継続支援A型、B型など)の量的充実も見られるものの、従来からの相談・支援に加え、就労支援事業所の空白地帯や精神障がい者等で事業所を利用が難しい方などへの対応、就労アセスメントの実施、障がい者の高齢化・重度化に対応した専門的な支援が必要になっている。

(3) 一方で、社会全体の労働力不足などにより、各センターでは職員体制の維持に苦慮しているほか、職員確保が困難であることを主な理由として事業から撤退するセンターも現れている。

近年、一部のセンターでは職場実習や就職件数が減少傾向にあり、今後、圏域人口の減少なども相まって、国が定める全国一律の職員配置基準や活動実績要件を満たすことが困難になることも予想される。

(4) また、石狩圏域については2か所のセンターが設置されているが、現在の制度では、人口80万人以上の圏域において2か所までとなっているため、新規の設置ができない状況にあり、札幌市内では、市が独自に就労支援機関を設置しているものの、初回面談まで1か月以上の待機が生じているほか、札幌市を除く圏域人口も道内最多であり、圏域内のその他の市が独自に設置している就労支援機関との協力が不可欠な状況にある。

## 2 あり方

国に対し地域の実情等に応じた制度の弾力化を要望しつつ、国の原則を踏まえ「障がい保健福祉圏域ごとに1か所」の設置を目指し、第6期北海道障がい福祉計画における必要見込量は、既存分に、必要性が高く安定的な運営が見込まれる新設分を加えた12か所とし、関係機関等と連携して障がい特性に応じた就業面と生活面の一体的な支援を行う。

なお、未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策について、引き続き関係機関等と意見交換しながら検討していく。